



消費者機構日本

ニュースレター 176号

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人:二村 睦子 編集責任者:板谷 伸彦

・・CONTENTS・・

1. 年頭所感 /代表理事理事長

年頭所感 消費者法制度を次のステージへ

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 理事長 二村 睦子



新年明けましておめでとうございます。旧年中は多くの皆様に当機構の活動にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、適格消費者団体・特定適格消費者団体はその活動の根拠としている消費者契約法、消費者裁判手続特例法が昨年5月に改正されました。消費者契約法については約2年に亘る有識者会議での検討にもかかわらず期待した程の前進に至らず残念ではありましたが、衆参の審議の中で「既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始」する旨の附帯決議が付されたことにより、既に8月から消費者庁において「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」が動き出しています。現在、懇談会の中で多角的な見地からヒアリングが重ねられるとともに、それと平行する形で様々な消費者法関係専門誌の中でも特集が組まれるなど、骨太の議論が始まってきています。

「在り方」と聞くと、2000年代初頭の「21世紀型消費者政策の在り方」をめぐる議論が思い起こされます。当時、まさに国民的議論の下に消費者法が充実強化されました。今次の議論は、社会の変化だけでなく対象とする消費者像そのものにも及んでいます。議論の進展を注視しつつ、消費者団体間の議論も進め、2000年代初頭のような国民的議論を興し、今日的に消費者の権利を実現する消費者法の整備につなげていければと思っています。

消費者裁判手続特例法については、現在の制度の使い勝手の悪さに対してスピーディに手が打たれたことは良かったと思います。一定の範囲とは言え慰謝料も請求対象にな

ったことや、一定の要件を満たした場合には役員等の個人も被告とできるようになりました。また、一段階目の和解が柔軟化されたこと、事業者による個別通知が規定されたことなどにより運用面でも使い勝手が改善されたと思います。これら前進点を今後の制度活用に活かしていきます。しかしながら、消費者裁判手続特例法のような民事の対応では救済が困難な詐欺的事案が頻発しています。被害回復のための制度は世界各国でもいわば「実験立法」的な試みが展開されており、日本においても行政権限をもって被害回復を図る制度を具体的に検討していくべきです。

昨年、適格消費者団体は全国で23団体となりました。更なる公益的役割発揮を期待されていますが、公的な支援は乏しく、人的・財政的基盤はいずれの団体も脆弱です。個々の団体のリソースが限られる中で、適格消費者団体間の連携を図りながら効果的に活動を展開していくことも重要です。今回の消費者裁判手続特例法の改正には「消費者団体訴訟等支援法人」の制度が盛り込まれました。2023年末頃の施行に向けて、この新たな連携の仕組みを実際に機能するものにしていくことも重要な課題です。

本年も皆様と手を取り合って前進していきたいと思います。変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

・・END